マイナ保険証・資格確認書の受付時のチェックリスト

令和7年12月1日をもって、従来の健康保険証の有効期限は満了しました。医療機関・薬局の窓口では、マイナ保険証又は資格確認書で資格確認を行ってください。

マイナ保険証

☑ マイナ保険証を持参した患者に「資格確認書」を求めていませんか？

マイナ保険証により有効な資格が確認できる場合には、追加で資格確認書を確認することは不要です。



☑ マイナ保険証での受付時に、「限度額適用認定証」で所得区分を確認していませんか？

マイナ保険証での受付時に、オンライン資格確認で所得区分が確認できます。限度額適用認定証で確認する必要はありません。
レセプト請求の際は、オンライン資格確認で確認できた所得区分で請求してください。

☑ 顔認証等が難しい場合に目視確認による受付を行っていますか？

暗証番号忘れ、怪我や障害・認知症など何らかの事情により「顔認証」や「暗証番号」入力ができない場合、「目視確認」でご対応ください。

※ 目視確認モードについての詳細や、目視確認用パスコード発行方法は、右記二次元コードでご確認ください。

目視確認モードについて

☑ マイナ保険証が読み取れず資格確認できなかった場合に、一律に患者に10割負担を求めていませんか？

判断に迷う場合や不明点が生じた場合は、「マイナ保険証での受付時に判断に迷う場合や不明点が生じた場合のフローチャート」で受付方法をご確認ください。フロー図に沿って資格確認を完了いただくことで、３割等の一定の負担割合で受付が可能です。

被保険者番号不詳でのレセプト請求方法

何らかの事情でマイナ保険証で資格確認ができず、マイナポータル画面等によっても資格確認できなかった場合であっても、以下の手順によりご対応いただくことで、被保険者番号不詳としてレセプト請求を行うことができます。詳細な手順は右記二次元コードでご確認ください。

詳細の手順

① 被保険者番号不詳でのレセプト請求の対応可否を確認します

何らかの事情でマイナ保険証で資格確認できず、マイナポータル画面等でも資格確認できなかった患者が初診（初回）の場合に「被保険者資格申立書」を記入いただいたうえで、被保険者番号等を「不詳」としてレセプト請求できます。

※再診の場合は、過去の受診時に把握している資格情報により請求をお願いします。

② 患者に被保険者資格申立書を記入してもらいます

患者に被保険者資格申立書を記入いただきます。
連絡先電話番号をはじめ、可能な限り、漏れなく記入いただくよう患者にご案内ください。

被保険者資格申立書

③ 再来時等での資格確認とレセプト請求をします

再来時や別途問い合わせなどにより患者の資格確認ができないか、旧資格で請求可能ではないか等の確認を行ってください。その上で不詳レセプトとして請求する際は、摘要欄への記入漏れ等がないかご確認ください。
詳細は上部の二次元コードを読み取り、ページ下部の「③事後での資格確認とレセプト請求」をご確認ください。

資格確認書

☑ 資格確認書での受付時も、オンライン資格確認を実施していますか？

患者が資格確認書を提示した場合も、オンライン資格確認等システムに照会することで、保険資格の有効性を確認でき、資格喪失後の受診を防ぐことができます。

☑ 電磁的な資格確認書も受付を行っていますか？

「資格確認書」には、カード、はがき、A4、電磁的交付の４種類があります。
スマホなどの電磁的交付の場合、患者が表示した資格をその場で確認するか、患者にスマホ一時預かりの了承を得るなどして、資格確認を行ってください。

※画面上に現在時刻がリアルタイムで表示されているか、あわせてご確認ください。



マイナ保険証での受付時に判断に迷う場合や不明点が生じた場合のフローチャート

「顔認証」や「暗証番号」入力ができない場合、目視確認モードに切り替え、**「目視確認」による本人確認**をしてください。

※資格確認結果に問題ない場合は、通常どおり受付を行ってください

詳しくはこちら

当てはまる状況は、どれですか？

- 「●」と表示された
- 住所が不明or異なる

→ **追加対応は不要です**
資格確認に問題はありません
※「●」は旧字等が含まれる場合に表示
資格確認が完了しました

- 「証明書有効期限切れ」と表示された

→ マイナンバーカードの**電子証明書**の有効期限日の月末から3か月以内ですか？

はい → **追加対応は不要です**
資格確認に問題はありません
資格確認が完了しました

いいえ → マイナンバーカード**本体**の有効期限内または有効期限日の月末から3か月以内ですか？

いいえ → 従来の健康保険証を忘れた場合と同様の対応を行ってください

はい → ①または②で資格確認

- 資格無効または資格情報なしと表示された
- その他（機器エラー、暗証番号不明等）

→ マイナンバーカード**本体**の有効期限内または有効期限日の月末から3か月以内ですか？

いいえ → 従来の健康保険証を忘れた場合と同様の対応を行ってください

はい → ①または②で資格確認

①または②で資格確認

※①、②のいずれかをご提示いただいてください。
スマホのマイナ保険証利用時は①(2)の方法で確認を実施してください。

① マイナポータルの資格確認画面

（1）実物のマイナンバーカード利用時

マイナンバーカードと併せて表示
※事前にダウンロードしたPDFファイルも利用可能



（2）スマホのマイナ保険証利用時

本人確認のため、その場で患者にマイナポータルへログインいただき、資格情報の画面を表示
※実物のマイナンバーカードの提示は不要
※事前にダウンロードしたPDFファイルは利用不可

※マイナンバーカード本体または電子証明書の有効期限が切れている場合は、マイナポータルにログインできないため、マイナンバーカード本体をお持ちの方は①(1)または②の方法へ、それ以外の方は従来の健康保険証を忘れた場合と同様の対応を行ってください

② 資格情報のお知らせ

マイナンバーカードとあわせて提示

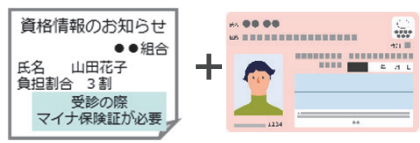

→ 資格確認が完了しました

①②どちらでも資格確認が行えない場合

再診ですか？

はい → 資格確認に必要な情報を把握していれば口頭確認
＋



いいえ → 被保険者資格申立書を記入（カードとあわせて提示）



申立書はこちら

→ 資格確認が完了しました

※不詳レセプトについては「マイナ保険証・資格確認書の'受付時のチェックリスト」を参照してください